

意見提出者

(順不同、敬称略)

提出者名
日本検査キューエイ株式会社 (JICQA)
財団法人 日本自動車研究所審査登録センター (JARI-RB)
財団法人 日本品質保証機構 (JQA)
財団法人 港湾空港建設技術サービスセンター SCOPE マネジメントシステム (SCOPE-MS)
北日本認証サービス株式会社 (NJCS)
ペリー ジョンソン レジストラー インク (PJR)
財団法人 日本規格協会審査登録事業部 (JSA)
株式会社 国際規格認証機構 (OISC) 環境審査部長 中西 徳郎
山本丈夫 (認定審査員)
小森秀司

JAB MS200-2007 (D1.2) へのパブリックコメント及び処置

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
1	JICQA	全般		E	この文書は、全 15 項目、付表 5、付属書 4 の大部な構成であり、「目次」が必須である。	本文に関しては、少なくとも two-digit level まで必要である。	○
2	JICQA	2.3.4	1、2	Q	JAB R103,104 が MS とならない理由が分からない		回答:ISO/IEC 17021 対応改定を行わないため (他の文書はすべて上記改定を行い、文書番号も変更となる) です。
3	JARI-RB	3.1	7	E	備考 2 の内容は定義として項を分けるべき	3.21 能力 : 機関の competence 3.22 力量 : 要員の competence	×本備考は、ISO/IEC 17011 (英語) の「competence」について、JIS にあわせた訳語を用いていることについて記述しているものであり、定義ではありません。
4	JARI-RB	3.3	2	T	「この訪問——」は要求事項とすべき。	6.1 予備訪問の項の 2 行目として移動	×本項はあくまで定義であり、要求事項ではありません。
5	JQA	3.4	備考 c)	E	「…、機関の認証サービスの妥当性を検証する内部品質管理の結果、…」とあるが、妥当性を検証するのであれば、「内部品質管理」ではなく「内部品質監査」である	「内部品質管理」を「内部品質監査」に修正する	×原案の「内部品質管理」は、JIS Q 17011 の 3.18 項「サーベイランス」の定義に規定されている用語を変更なく採用したものであり、これを踏まえて原案のとおりとします。なお、ISO/IEC 17011 原文では、“internal quality control” の用語が使用されています。
6	JICQA	3.8	1	G	付帯事項調査の根拠、基準が明らかではない。	付帯事項調査の根拠、基準を明記する。	×本項は、認定に関する決定のプロセス (9.1.4 参照) における用語の定義を行っているもので、根拠、基準を明記する必要はありません。
7	JICQA	3.18	1	E	3.18 のタイトルにある主たる事務所が欠落している。	本部の後ろに「主たる事務所」を追加する。	△原案は「中心的活動をしている場所」という意図でしたので、それがより明確になるよ

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
							う「機関の認証活動に係る活動の中心となっている事業所」と修正いたします。
8	JICQA	3.20	1	E	初めての項には 12 か月又は 16 か月の関連規定を参照したほうがよい。	「・・・、12 か月又は 16 か月ごと (10.1. 参照)・・・」とする。	○
9	財) 港湾空港建設技術サービスセンター SCOPE-MS	4.4	1	E	同様な表現が、他にあって紛らわしい。	「認定授与の決定日」は 3.20 項の「認定の授与日」と同じなら表現を合わせる。	○認定の授与日、認定授与の決定日は同一日を示しています。なお、用語の統一を図り、9.1.2 で使用している「認定授与の発効日」を「認定の授与日」に変更します。
10	JQA	4.14	1	E	4.13 項と比較して、対象とするマネジメントシステムが明確でない	「品質及び環境マネジメントシステムに対する審査を行っている認証機関が、」という風に、対象マネジメントシステムを明確にする	×4.13 項 (ASRP) は、対象が品質/環境マネジメントシステムに限られているため、それに応じた記載がございますが、CAAT につきましては、対象のマネジメントシステムが限定されておらず、MS200 が適用される機関すべてが対象となりますので、対象マネジメントシステムの記載は必要ありません。
11	NJCS	4.7 h)		E	認定審査時に最新版の手順を提出するため、h)項は不要。	4.7 g)新規の事業所及び事業所の活動。 h)項は削除	△本項の例示の中に「手順」を追加する必要はありませんので、h)項を削除いたしました。
12	JARI-RB	6.1	2	T	2 行目追加	この訪問では、機関のシステム又は能力の不備を特定することができる。	×3.3 項 (予備訪問) で機関のシステム又は能力の不備を特定することができることを定義しておりますので、重複になります。
13	JICQA	6.3	1	G	前回、忌避理由が a)、b) だけに限定するとの誤解を防ぐため、「例えば」を入れた経緯がある。	削除した「例えば」を復活し、「例えば次のような正当な理由がある場合には」とするか、又は、b) を過去の非倫理的行為の	×本条項は JIS Q 19011 (ISO 19011) の 6.2.4 に基づいた例示をしており、例示であることを「次のような」という表現で示しています。重ねて「例えば」まで追加することは、例示以外に多くの忌避理由が成立すると

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						後に「等」を追加する。	いう誤解を与える虞があると判断しました。これは、開発中の IAF ガイダンスが、「認定機関がチーム構成についてのコントロールを保持するために、利害抵触以外に容認できる忌避理由については、慎重かつ制限的であるべき」と規定しているためです。なお、認定機関がコントロールの主導権をもつ根拠は、JIS Q 17011 (ISO/IEC 17011) 7.5.4 に「認定機関は、そのような異議 (忌避) を取り扱う方針をもたなければならない」と規定されていることによります。
14	PJR	6.3	1	E	R200-2006 の「例えば次のような正当な理由がある場合には、」の「例えば」が削除されており、認定チームの変更理由が a) と b) に限定されている。	「c)その他審査委員としての適格性に疑念が生じた場合」などを変更要求の理由に追加。	No.13 参照
15	NJCS	6.3 a)		E	正当な理由として追加事項。	「c)ISO 19011 7.2 項の個人的特質において、過去に問題があった場合」を追加	No.13 参照
16	JARI-RB	6.3 b)		Q	過去の非倫理的行為 具体的にはどのような例又は基準とするか明確にする。		回答：本条項は JIS Q 19011 (ISO 19011) の 6.2.4 に基づいた例示をしており、それ以上の限定や基準の設定 (たとえば、当該申請機関に対しての行為に限るなど) は控えております。
17	JSA	6.3 b)		Q	今回の改定で“申請機関に対して”が削除されています。 それに伴い、“過去の非倫理的行為”の対象は、当該申請機関以外に対して行われた		No.16 参照

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
					行為も対象となると理解してよろしいですか。		
18	NJCS	7.1.4 b) 8.4 b)		E	認定審査の打ち切りは、要求事項では期間を定めることは要求していますが、回数までは要求していない。	「b）・・・の回答を、 3回 以内の6か月以内に追跡調査で・・・」 c)項は削除	×JIS Q 17011 は認定機関に対する要求事項であり、認定の手順を定めたものではありません。認定のプロセスについては、認定機関が定め、公に利用できるようにすることとなっており(JIS Q 17011 7.1.2 a))、JIS Q 17011 に打ち切りの規定がないから根拠がないという論は当たりません。 レビューを無制限に繰り返すことは審査登録機関及び認定機関双方の限りあるリソースに負担が大きいこと、並びに回答を何回でも受け付けレビューを繰り返すとコンサルティング同様の状態になることから、本協会では、レビューの回数にも制限が必要と判断しております。 これまでの経験値などから、レビュー3回目に「現地審査には進まない決定(JIS Q 17011 7.6.2)」をした場合には、審査を打ち切ることとしております。また、手順としては「3回以内のレビュー」と記述していますが、これは必ず3回まで実施するというのではなく、検出された不適合が機関の組織改編又は手順の大幅な改定等を要するような非常

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
							<p>に重大なものであって、短期間での是正処置が困難との認定機関の判断があれば、2回目や3回目のレビューの必要なしに認定審査は終了することもあり得ます。</p> <p>（参考） JIS Q 17011 7.1.2 認定機関は、次の事項を公に利用できるようにし、適切な間隔で更新しなければならない。 a) 認定の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消に関する取決めを含む、審査及び認定プロセスに関する詳細情報</p>
19	財）港湾空港建設技術サービスセンター SCOPE-MS	7.1.5 8.5	2	E	文章が長く、「本協会は」の主語が、「…に疑問を生じた場合」に掛かるように読めるため、解りにくい。	「本協会は、…1回機関に提供する。」を先に述べる。どんな場合かをその後列記すると良いのではないか。	△主語・述語の関係が明確になるよう「本協会は、認定審査チームが提示した不適合の内容、該当要求事項の条項又は認定審査チームが是正回答を受け入れなかった理由などに関して機関が面談を要請した場合、3回目の追跡調査の前までに機関と認定審査チームの面談の機会を1回提供する。」と修正いたします。
20	財）港湾空港建設技術サービスセンター	7.3.2	1	Q	「 <u>事務所審査</u> に加えて」とあるが、誤記ではないか。	7.3.4 項のとおり、「 <u>機関の本部又は主たる事務所</u> 」とすべきではないか。	×「事務所審査」（7.2 参照）を行うことに加えて「事業所」についても審査を行うという意味です。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	SCOPE-MS						
21	JICQA	7.3.4	2	G	最後の訪問日から 12 か月以内に最終会議がもてない場合、追加の事務所審査を実施する根拠が定かではない。	根拠を追加する。	×本文書は、認定審査の手順を示しておりますので、すべてのプロセスについて一つ一つ根拠又は基準といったものを記載する必要はありません。 なお、本条項は、次の考え方に基づいたものです。 JIS Q 17011 (ISO/IEC 17011) 7.11.3 において、認定を受けた後のサーベイランスでも 12 か月以内に現地訪問が求められていることを鑑み、初回審査において、最後の訪問日から 12 か月以内に最終会議がもてない場合に再度訪問することは妥当である。
22	JQA	7.4.3	1	E	字句の間違い	本協会が組織審査立会の実施するにあたり、…の「の」を「を」に修正する	○
23	財) 港湾空港建設技術サービスセンター SCOPE-MS	7.5	標題	E	項目標題「認定審査を継続できない場合」について、端的にわかる表現が良い。	「認定審査の打ち切り」とははっきりした表現が良いのではないかと。	×本項は、認定審査を継続できない場合の例示を行っているのであり、打ち切りをする、という主旨の内容ではありません。
24	JARI-RB	8.1d) e)		T	認定審査チームの行為と機関の行為を明確にするため、d)と e)を修正する。	別紙にて提案 組織立会い時の機関の処置の明確化	×ご指摘の点はすでに明確になっております。
25	財) 港湾空港建設技術サービスセンター SCOPE-MS	8.2.1	1	E	「審査終了後 25 日…」とあるが、正確な表現を求む。	「 <u>最終会議終了後 25 日</u> …」とした方が明確で	○

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	センター SCOPE-MS					良いのではないか。	
26	OISC 環境審査部長 中西徳郎	8.3.1 (関 連) 11.7 12.9	3	T	改定案では削除された 右記の箇所を復活する。 理由：11.12.2 項、15.2.1 項 b) により、 機関は期限日までに認定継続の確認を受けなければ、認定の一時停止となりますが、認定審査チーム側に遅延があった場合、不利な扱いを被ることになります。従って、8.2.1 項と同様に期限を設定することが認定審査の公平性の担保のために必要でしょう。	追跡調査の実施決定について今回の改訂案では、 下線部を 削除するとなっているが、 本箇所は R200-2006 および CP200-2006 改訂時に追加されたものであり、復活させる。 機関の回答が十分なものでないと判断した場合、 <u>機関からの回答受領後 15 稼働日以内に</u> 申請機関に追加の情報及び／又は講じられた処置を効果的に実施した証拠を要求し、更なる追跡調査を実施する。	×機関による不適合への回答及び本協会による当該回答のレビューについては、不適合の数や内容等に応じてケースバイケースであり、8.2.3「特定された不適合への回答」と同様に具体的な日数を規定することは実際的でないことから、原案のとおりとします。なお、認定審査期限に係るご懸念について、15.2.1 b)及び15.2.2 b)では、「認定委員会が別に指示する場合を除き」としており、認定審査チームの対応に起因する遅延を含め、認定委員会の指示に基づき適切な処置を講じることを意図した規定としております。
27	JICQA	8.5	4	G	「3 回目の追跡調査の前までに」は 1 回目でも良いと言う柔軟性は出たが、3 回目の回答前が排除されて、面談の機会が現在よ	「3 回目の追跡調査の『回答』前までに」と変更する。	×ご指摘の点につきましては R200-2006 から変更いたしておりません。また、3 回目の追跡調査の後には、是正回答を求めることは

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					りもタイミング的には狭くなるとの誤解を与える。		ありません。
28	PJR	8.5	4	Q	「～面談の機会を---1回機関に提供する」とあるが、この「面談」の定義は何か。コミュニケーションの手段は多様なので「面談」の解釈に齟齬をきたさないため説明が必要。		×通常の意味での面談（面会して直接話をする）を意味しており、詳細な説明は不要と考えます。
29	JSA	9.1.1		Q	“機関から提出された書面による意見を含む”とあります。これは、認定審査最終報告書に対する機関の意見書に関し、原則、認定委員会に提出されると理解してよろしいですか。		回答：そのとおりです。
30	JICQA	9.1.4	a) b)	Q	付帯事項調査と臨時審査の定義が 3.8 項、3.5 項にあるため、a)、b) は不要と思われる。	a)、b) を削除する	○また、a)、b)を削除したことに応じ、それぞれの定義の項を引用いたしました。
31	PJR	10.1.1.b)	1	Q	「8年間に次の条件を満たして安定した認証サービスを提供～」とあるが「安定した」の評価定義が不明瞭と思われるのでご説明いただきたい。		回答：8年間 10.1.1 b) 1)、2)に抵触することなく認証サービスの提供が行われた時点で、それまでの記録などをもとに事務局で 10.1.1 b) 3)について総合的に判断いたします。
32	JQA	10.1.1b)		T	事務所審査間隔を 12 ヶ月から 16 ヶ月に変更する場合、又それを 12 ヶ月に戻す場合、誰がどういう情報に基づいてどういうタイミングで決定し実施に移すのかが不明である	具体的な処理フローの概要を明文化する	×No.31 参照
33	JQA	10.1.2		T	事務所審査間隔 16 ヶ月適用の機関が JAB で新たな認証サービス ISO/IEC 27001 や	認証サービスを拡大しても不利にならないよう、	△原案においても、新たに拡大された範囲についても事務所審査間隔 16 か月が直ちに適

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
					ISO 20000 などの拡大を行うと、その度に事務所審査間隔を 12 ヶ月に戻され、拡大するほど不利になってしまい、不合理である	IAF メンバー機関で拡大対象の認証サービスの認定をすでに受けている場合は、IAF による相互認定制度の主旨から同等と認め、事務所審査間隔 16 ヶ月を維持するなど、ある条件下での例外を認める	用される規定であり、ご指摘のような問題は発生いたしません。意図を明確にするため、当該条項を次のように修正いたします。 「(略) 当該拡大されたマネジメントシステムに係る認定についても事務所審査間隔 16 か月を直ちに適用する。」
34	JICQA	10.1.2	3-5	E	「ただし、・・・事務所審査間隔 12 か月で算定した数の当該マネジメントに係る組織審査立会いを計画する」とあるが、理解しづらい表現である。	別途説明文を設ける。	△意図を明確にするため、当該条項を次のように修正いたします。「ただし、当該拡大されたマネジメントシステムについては、原則として 4 年を経過するまでは事務所審査間隔 12 か月であった場合と同数の組織審査立会いを計画する。」
35	JICQA	10.1.3	全体	G	10.1.3 の「認定周期」と、3.19 にある「認定周期」の定義とは異なる。	「認定周期に 1 回」を「サーベイランス周期 (12 ヶ月) に 1 回」と変更する。	×「認定周期」が正しい内容です。つまり、12 か月 (サーベイランス周期) に 1 回追加ではなく、4 年 (認定周期) に 1 回追加です。
36	JICQA	10.1.3	全体	G	「・・・当該マネジメントシステムに係る範囲に限定した事務所審査・・・」とあるが、当該マネジメントシステムに限定したという意味が曖昧である。	「ASQS 上乘せ要求事項に限定する」に変更する。	△意図を明確にするため、次のように修正いたします。「(略) 通常のサーベイランスにおける事務所審査のほか、航空宇宙品質マネジメントシステムに係る範囲に限定した事務所審査を認定周期に 1 回追加して計画する。」
37	JICQA	10.1.3	全体	G	1 認定周期に QMS は 2 回、ASQS は 3 回、合計 5 回の事務所審査となり、負荷が過大となり、現実的ではない。	ASQS 上乘せ要求事項に限定した事務所審査にして、負荷を緩和する。	×No.35、36 参照「認定周期」(4 年) に 1 回追加の事務所審査が行われるのみですので、ご指摘のような問題はございません。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
38	JARI-RB	10.2.3	2	Q	「必要に応じて」とは、具体的にどのようなことか。		回答：審査計画の自由度を確保するためのものです。例としては、ある一回の事務所審査では、すべての関係者の都合をあわせることが非常に困難といったことが挙げられます。
39	山本丈夫（認定審査員）	10.2.3 付表3		G	複数の MS を認定された機関に対する事務所審査の原則的方針が、同時に行うのか、分割する(別の時期に分けて行う)のかについて、10.2.3 と付表 3, 備考 2 で整合した表現ではない。 明確に表現するほうがよい。	可能な限り同時に審査することを原則とする場合には： 10.2.3 で“必要に応じて”と規定する場合には、ケースを例示する方が分かりやすい。 付表 3、備考 2 の記述では、審査工数の決め方が曖昧で将来一貫性を欠くことが懸念される。 規定は、同時審査での標準工数を示した上で、別の時期に分けて行う場合の追加工数を示す方が、使い易い。	×機関の規模、活動、形態などに応じてケースバイケースでカスタマイズして対応いたしますので、例示や標準工数の提示は困難です。
40	JICQA	10.2.3	3	E	「・・・長期間にわたる場合、・・・」とあるが、どの程度の期間が長期間となるのかが不明である。	「長期間（概ね〇ヶ月程度を目安とする）」など具体的に表記する。	×認定審査報告書作成及び追跡調査を一括して行うことが適切ではないと判断されるほど時期が離れていることを意味します。個別の状況にもよりますので、具体的数字を提示することは必ずしも適当ではありません。
41	JICQA	10.4	4	E	「・・・長期間にわたる場合、・・・」とあるが、どの程度の期間が長期間となるのかが不明である。	「長期間（概ね〇ヶ月程度を目安とする）」など具体的に表記する。	No.40 参照

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
42	JQA	11.4	1, 2	Q	サーベイランスにおける事務所審査/事業所審査は 7.3 に準じて行うことになっているが、初回認定審査と同様、認証のための決定を行う会議体での審議への立会及び/又は当該要員への面談、全クリティカルロケーションの審査等をサーベイランスでも行うということか?又その意図は?		回答:その意図はありません。 なお、「立会い」についての区分を整理し、関係する項目(7.3、7.4、10.4、11.5、12.7、14.3.3、14.3.4)の構成を見直しました。
43	JQA	11.5	1	Q	サーベイランスにおける組織審査立会は 7.4 に準じて行うことになっているが、初回認定審査と同様、組織審査の活動の全過程に立ち会うということか?又その意図は?		回答:10.4 で規定しておりますようにサンプリングした事例に立ち会います。その中には、組織審査の活動の全過程に立ち会うものもございます。
44	山本丈夫 (認定審査員)	11.6.2 11.7 11.12.1 12.7.2 12.8 12.1 2.1		T	複数の MS を認定された機関に対する審査を行った場合に、結果が MS ごとに異なってしまうことが多い。 各条項では、現地審査を別に行った場合などに関する追加的規定が見られるが、事務所審査においても、同時であれ、別に分けてであれ、一括処理できなくなるケースが多くなることが予想される。	各条項に、以下の点に関する追加的規定を記述する。 指摘の是正処置の追跡調査、 審査報告書の発行単位、 登録の維持・更新の決定 時機	× 報告書作成の単位は 10.2.3 及び 10.4 によります。また、報告書作成後の追跡調査は 11.7 及び 12.9 で引用されておりますように 8.3 によります。 現地審査を分割して行った場合でも、認定の継続の確認及び認定の更新に関する決定については一括で行うことが 11.12.1、12.13.1 に規定されております。
45	NJCS	11.8 b)		E	認定審査の打ち切りは、要求事項では期間を定めることは要求していますが、回数までは要求していない。	「b)・・・の回答を、 3回 以内の6か月以内に追跡調査で・・・」	×No.18 参照

注:コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
46	JQA	12.1	1	T	更新審査の申請は、5.3 に準じて行うことになっているが、初回認定審査と同等レベルの書類提出は不要と考える	必須の申請書類とそうでないものを区分けして明示する	×手順は更新審査も初回認定審査と同じです。原案のとおりとします。また、提出書類の詳細は、その時点で適用される認定申請書の添付書類リストによります。
47	JQA	12.4.3	1	T	12.4.2 では 7.1.1～7.1.3 を、12.4.4 では 7.1.5 を引用しているが、なぜ 12.4.3 だけ 7.1.4 ではなく 11.8 を引用しているのかが不明である。11.8 は書類審査ではなく、現地審査の話であり、引用が不相当である	11.8 の代わりに 7.1.4 を引用し、もし 7.1.4 の c) 項を適用しない場合にはその旨を明記する	×サーベイランス・更新審査では、例に挙げられている 7.1.4 c) 以外にも初回審査の場合と異なる要件がございますので、サーベイランスの規定である 11.8 から引用しております。
48	JQA	12.14		T	認定証の臨時更新のルールが明記されていない	JAB と相互認定協定を結んでいる ANAB の認定手順に倣い、更新期限までに更新手続きが完了しない事態における認定証臨時更新のルールを明記する	×認定証の更新のルールにつきましては、本手順ではなく、N420「認定証管理規則」で取り扱います。
49	JICQA	13	d)	E	「・・・臨時審査を行うことをを・・・」	「を」が重複している。 「・・・臨時審査を行うことを・・・」	○
50	山本丈夫 (認定審査員)	15.1		T	複数の MS を認定された機関に対して、共通の問題点が存在する場合の取り扱いも記述すべき。	複数の MS に共通の問題点が存在する場合には、関連するすべての MS の認定に対する決定となることを明記する。	×それぞれの問題に応じて一時停止、取消し、縮小といった処置が決定されますので、複数の MS に共通の問題点が存在する場合には、必然的に関連するすべての MS の認定に対する決定となります。
51	財) 港湾空港建設技術サービ	15.1.1	3 行目	E	15.1.1 項は「一時停止又は取消しの決定条件」を述べているが、具体的条件は 15.2.1	一時停止の具体的条件項目の 15.2.1 a) ～ f)、取	×15.1 項と 15.2 項では、規定内容に応じて認定の一時停止、取消し又は認定範囲の区分

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者(敬称略)	条項No.	行No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置(凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
	センター SCOPE-MS		降		項と 15.2.2 項の「処置」に記載されており、解りにくい。	り消しの具体的条件項目 15.2.2a)~f)を 15.1.1 項に「次ぎのいずれかの事項に該当する」場合は、というように内容を追記してその箇所に移した方が良いのではないか。	の仕方が異なっておりますので、便宜上このように項目を分けております。
52	JICQA	15.1.3 15.1.4 15.2.1 f) 15.2.2 f)	2 4	E	機関は、認定の一時停止、取消し又は認定範囲の縮小を省メインによって依頼するとあるが、依頼には違和感がある。	「申請する」、「届出る」などに表現をかえる。	×JIS Q 17011 (ISO/IEC 17011) の用語にあわせ、「依頼」としております。ご指摘を機に関係する記述を見直し、10.1.1 b) 1), 2) につきましても、「依頼」に統一いたしました。
53	山本丈夫 (認定審査員)	15.1.4		T	審議の時機が、以前から、是正処置の追跡調査が終了した後の最終報告後であったが、迅速に一時停止を行うべき状況が発見された場合に、必要な措置を直ちに採れる手順が必要と考える。	暫定報告書を提出した時点、あるいは是正処置の追跡調査を行っている途中でも、チームの報告を受けて審議する手順とする。	×ご指摘の点につきましては、15.1.4 項(「～に該当する可能性がある」と本協会が判断した場合)で対応しております。
54	JARI-RB	15.2		T	一時停止、取消し等の要件とその後の処置を分けたほうが分かりやすい。	R200:2006 に戻す。	×No.51 参照
55	小森 秀司			T	航空宇宙品質マネジメントシステムの認証制度の場合、業界基準である SJAC9010 の改定に伴い、認定機関と航空宇宙審査登録管理委員会(JRMC)の合同監査チームによる監査が実施されるためその規定の追加が必要と思います。	附属書に追加する。あるいは付表に追加する。	△ご提案の内容につきましては、4.11 (合同審査)に次のように追加いたします。 4.11 合同審査 (略) b)機関が航空宇宙品質マネジメントシステ

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
							ムに係る認定を受けている場合で、当該認証制度を管理する航空宇宙審査登録管理委員会から合同審査の申し入れがある場合
56	JQA	付表 1		E	誤記 : ISO27001	ISO27001 ↓ ISO/IEC27001	○
57	JQA	付表 3	表中	T	ここに書かれたサーベイランスとはサーベイランス現地審査のみを示しているように見えるが、用語の定義 3.4 の備考欄 a)~c)に書かれたその他のサーベイランスに関しては、どの項目をどのくらいの工数で行うのが明示されていない	用語の定義 3.4 の備考欄に書かれた a)~c)のサーベイランスも含めた形で付表 3 を見直す	×機関の規模、活動、形態などに応じてケースバイケースでカスタマイズして対応いたしますので、標準工数の提示は困難です。
58	JQA	付表 3	備考 2	T	ISO/IEC 17021 がすべての認証サービスに関する認定基準のベースとなった場合、認証規格毎にどのくらいの共通性があるのかが文章からは不明である	JAB が判断する根拠として、認証規格別の共通性の程度をどう考えるのかを、ある程度指標で示すべきである	×複数のマネジメントシステムに係る認定審査の工数は、機関のシステムがどの程度共通化されているかにもよるため、統一的指標化は困難です。
59	JQA	付表 3	備考 3	T	逐次通訳ならまだしも、同時通訳の場合に工数が最大 1.5 倍に増加する根拠がない	当該文章を削除するか、逐次通訳に限定した表現にする	△原案には逐次通訳の場合が含まれておりませんでしたので「通訳を介する場合」と修正いたします。なお、同時通訳であっても、日本語で審査を行う場合と比べて工数が増加する場合はあり得ます。
60	JQA	付表 3	備考 3	T	当該付表は工数を示したものであり、費用の話を持ち込むのはおかしい	最後の文「翻訳等必要な業務については、別途請	○ご指摘のとおりです。N401「認定に関する料金規定」で対応いたします。

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者 (敬称略)	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置 (凡例 ○:採用、△:修正等、×:不採用)
						求する」は削除する	
61	JQA	付表 3	備考 7	T	認証件数が少なく経験年数の少ない機関の方がむしろシステムがきちんと構築されていない分、時間を掛けて審査しなければならないと思われる。従って、単に認証件数のみならず、経験年数、システムの成熟度を考慮して工数を決めるべきである	機関の成熟度(経験年数等)と認証件数の両方の指標をもとに工数を算定する形にする	×ご提案のような工数の算定方法はとっておりませんが、安定した認定サービスを提供している機関の事務所審査間隔を 16 か月にする (10.1.1 b) ことにより、ご指摘の点にもお応えしております。
62	JICQA	付表 3	全体	G	変えたところが不明確。負荷が増大する場合は理由が必要。	変えた所とその理由を明らかにする。	×R200-2006 から大きい変更はありません。
63	JICQA	付表 4	全体	G	同上	同上	No.62 参照
64	JICQA	付表 5	全体	G	同上	同上	No.62 参照
65	JICQA	付表 4 3.	1	Q	認証実績が不要となっていますが、注の*11 と整合していないのでしょうか。		回答：注の*11 は「当該 MS 認証に係る連続した認定実績が 4 年未満の機関」を対象としたものです。なお、意図を明確にするため、注の*11 を「2.(1)の <u>2~5</u> の条件による。」と修正いたしました。
66	JQA	附属書 1 の 1.3	3	E	他の箇所に記載された同じ用語と整合していない	「取極め」を「取決め」に変更する	○
67	JQA	附属書 1 の 1.3.3	1	E	他の箇所に記載された同じ用語と整合していない	「取極め」を「取決め」に変更する	○
68	JQA	附属	1	E	用語の使い方に違和感がある	「他の機関に審査を移転	△初回審査の場合もこの条項の対象となり

注：コメント区分には、必ず「G (全般に関するコメント)」、「T (技術的コメント)」、「E (編集上のコメント)」又は「Q (質問)」の区分をご記入ください。

No.	コメント提出者（敬称略）	条項 No.	行 No.	コメント区分	コメント内容	提案	JAB マネジメントシステム技術委員会処置（凡例 ○：採用、△：修正等、×：不採用）
		書 4 の 4				した場合、…」を「他の機関に登録を移転した場合、…」に変更する	ますが、「審査を移転」という用語に違和感があるというご指摘はごもっともです。また、既に組織が認証されている場合が抜けておりましたので、それらをあわせて「審査を依頼する機関を変更又は他の機関に認証を移転した場合」と修正いたします。
69	JQA	附属書 4 の 5	1	E	「機関及び認定された機関は、…」の「機関」と「認定された機関」の違い、使い分けている理由が不明である	「機関」に統一する	○

JARI-RB 別紙（コメント No. 24）

8.1 機関との合意

d)認定審査チームは、審査現場を離れる前に不適合を記載した書面に機関のトップマネジメント又は権限を委譲された者の署名を受ける。機関のトップマネジメント又は権限を委譲された者の署名が得られない場合は、必要に応じて別途にもつ会合又は機関との最終会議においてトップマネジメント又は権限を委譲された者から署名を受ける。

e)機関のトップマネジメント又は権限を委譲されたものは、検出された不適合を記述した書面に署名する。機関のトップマネジメント又は権限を委譲されたものが署名できない場合は、事業所の責任者又は審査チームリーダーが事実確認の署名を、不適合の内容及びその根拠に関して認定審査チームと意見の相違がある場合にはその旨を付記し署名する。この場合、必要に応じて別途にもつ会合又は機関との最終会議においてトップマネジメント又は権限を委譲された者が署名する。但し、必要に応じて別途にもつ会合又は機関との最終会議においても、不適合の内容及びその根拠に関して認定審査チームと意見の相違が解消できない場合、機関のトップマネジメント又は権限を委譲されたものは、不適合を記述した書面に、その旨を付記しが署名するとともに、当該相違事項を機関の意見として、本協会に書面で提出する。

注：コメント区分には、必ず「G（全般に関するコメント）」、「T（技術的コメント）」、「E（編集上のコメント）」又は「Q（質問）」の区分をご記入ください。